

「統計委員会の委員からの意見について」(令和4年1月17日総務省統計委員会担当室)に関する国土交通省の統計部局の見解について

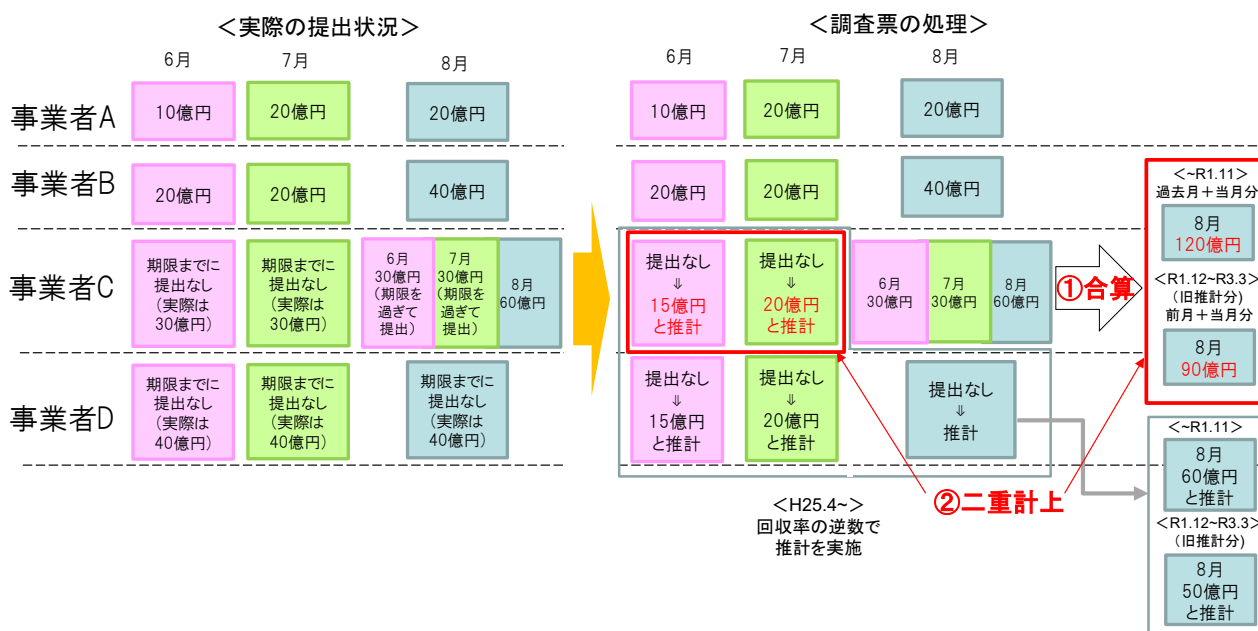
令和4年1月 国土交通省

本件合算処理を行なった月について、その月の欠測値の補完値が過大評価されている点が認識されていない点が気になります。欠測値の補完処理を行うようになった結果として、当該報告企業のデータだけでなく、統計全体の精度にも影響するようになっている点は重要な論点だと思います。

- ご指摘を踏まえまして、先日公表した資料において、「事業者D」に係る記述を追加させて頂きました。

①④⑤過去月分の合算及び③二重計上について

- 期限を過ぎて過去月分の調査票がまとめて提出された場合、提出月に合算(①)
○ 期限を過ぎた過去月分について、平均的な受注額を与えてしまったため、二重計上が発生(②)



※「統計部門において把握している建設工事受注動態統計調査についての不適切な処理等について」(令和4年1月14日)参考資料 P4 抜粋

「復元措置に関する検討会議(仮称)」を立ち上げるとのことだが、いつ、どのような体制で立ち上げるのか。その作業スケジュール、目標とする成果、処理内容(見込み)はどのようになっているか。いつまでに、どのような結果を出すのか。建設総合統計の推計しなおしも含むのか(建設工事受注動態統計の遡及改訂はできるだけ早期に結果を出すべき。また、建設総合統計も同様に行うべき。)

建設総合統計は、第1面の受注高ではなく、第2面の個別工事のデータを使用しているとのことだが、そうであれば、今回の受注動態統計に関する問題は、建設総合統計に影響するのか。影響するとすれば、どのような計算処理等を通じて影響するのか(建設総合統計に建設工事受注動態統計のデータがどのように使われているのか)。

- 今月 20 日に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」(座長:美添泰人青山学院大学名誉教授)を設置し、昨日(25日)、第1回検討会議を開催いたしました。
- 本検討会議では、統計の有識者にご参画いただき、統計の信頼回復に向けて、建設工事受注動態統計調査を適正な姿にすべく、検討頂くこととしております。
- 具体的には、残存する調査票の精査方法や、二重計上の影響が生じている期間の数値の推計方法等について検討頂いた上で、建設工事受注動態統計調査の遡及改定の手法等について、総務省や統計委員会にもご相談したいと考えております。
- 今後、統計の有識者のご意見を伺いながら、本年5月に予定している、令和3年度分の建設工事受注動態統計調査の公表までに、統計の信頼回復に向けた一定の結論を出すべく、早急に検討を進めて参ります。
- また、建設総合統計は、この建設工事受注動態統計等に基づく元請受注高等をもとに、毎月の出来高、すなわち、工事完成部分に対応する建設投資額を推計しているため、まずは、建設工事受注動態統計調査を適正な姿に改定することが重要と考えております。
- このため、今後、この検討会議において、建設総合統計の取扱いも含め、検討して参りたいと考えております。

建設工事受注動態統計調査の結果は、法令上どのような利用がされているか。把握している利用方法をすべて列挙してほしい。今回の問題はそれらに影響はあるのか。

- 建設工事受注動態統計調査は、内閣府の月例経済報告や、建設総合統計、中小企業庁のセーフティネット保証における業種指定等に用いられているものと認識しております。

建設工事受注動態統計調査の令和3年4月以降の推計方法の説明の意味を期限後提出調査票の扱いに注目して具体的に説明して欲しい。①月次には遅延分は一切含まれていないのか②年計には遅延分は一切含まれていないのか③年度計には遅延分をどのように反映しているのか④年度計の公表とともに、月次、年計の改訂を行うのか。

- 都道府県に対して合算処理をやめるよう指示した以後も、一部都道府県において合算し、手書きで書き換えを行っている可能性がある調査票が確認されており、今後、精査して参りたいと考えております。

都道府県ではどこの部署が実地調査を担当しているのか。その部署は、建設工事受注動態統計以外にどのような業務を担当しているのか。その部署には通常、1年間を通じてどのような方法や頻度で連絡、情報交換、研修等を行っているのか。

- 都道府県では、主に建設業所管部局が担当しており、当該部局では、建設業法に基づく許認可や指導監督等を行っているものと認識しております。
- 建設工事受注動態統計調査の関係では、毎年度担当者会議を開催しているほか、法定受託事務として都道府県が実施する業務(年度当初の調査票の対象業者への配布、毎月の調査票の回収、形式的な調査票の審査、本省への調査票の送付等)についての連絡調整を行っております。

調査は、郵送、調査員、オンラインが併用されているとのことだが、3種類の調査方法はどのように分けているのか。実際の調査事務の処理は都道府県自身が行っているのか。委託しているのか(郵送の発送・回収・督促は、調査員の任命は。)

- 郵送(紙の調査票による回答)かオンライン(オンライン調査票による回答)かについては、調査開始時に調査対象事業者が選択することができます。調査員による方法は一部の自治体で実施されており、調査票の回収・督促等の事務を行っています。

- 法定受託事務として都道府県が実施する業務(年度当初の調査票の対象業者への配布、毎月の調査票の回収、形式的な調査票の審査、本省への調査票の送付等)については、原則として都道府県自らが行っておりますが、一部都道府県においては、市区町村に業務を委託している場合もあるものと承知しております。

オンラインで回答を提出した調査対象について、都道府県からの督促が重複しないように、どのようにして調整をしているのか。

- 都道府県からの督促が重複しないよう、オンライン調査により回答があった調査対象業者の情報については、国から都道府県に対して情報提供を行っております。

都道府県から提出された調査票は誰がどのような方法で入力しているのか。正しく入力が行われたか、どのようにして確認しているのか(回収枚数と入力結果枚数との照合確認、取り込み精度の確認、データチェックなどの処理はどのように行っているのか)。

集計結果はどのように確認しているのか(集計対象が回収数と合っているか、異常はないかなどの確認)

- 都道府県から郵送された紙の調査票については、国の委託業者が、光学式文字読取装置を使用して読み取りを行います。
- 回収枚数と入力結果枚数については、読み取り作業の終了後に、調査票の枚数と入力されたデータの結果との突合を行っています。
- 取り込み精度の確認については、光学式文字読取装置の識字エラー頻度を調整し、疑義のある記載がある場合には光学式文字読取装置を停止させ、その都度記載内容の確認を行っております。
- データチェックについては、紙の調査票を読み込んだデータとオンライン調査票のデータを統合した上で、国の職員がエラーチェックシステムに取り込み、エラーの修正処理を行っています。

集計乗率はどこで計算しているのか。集計乗率の元となるデータには何があり、それをどの段階で反映しているのか。

- 集計乗率は、
 - ・ 抽出率については、毎年度の調査対象業者の抽出時に、国土交通省において集計乗率を決定しており、
 - ・ また、回収率については、毎月の調査票回収データの集計時に、統計センターにおいて計算しており、

毎月の公表データに反映されています。

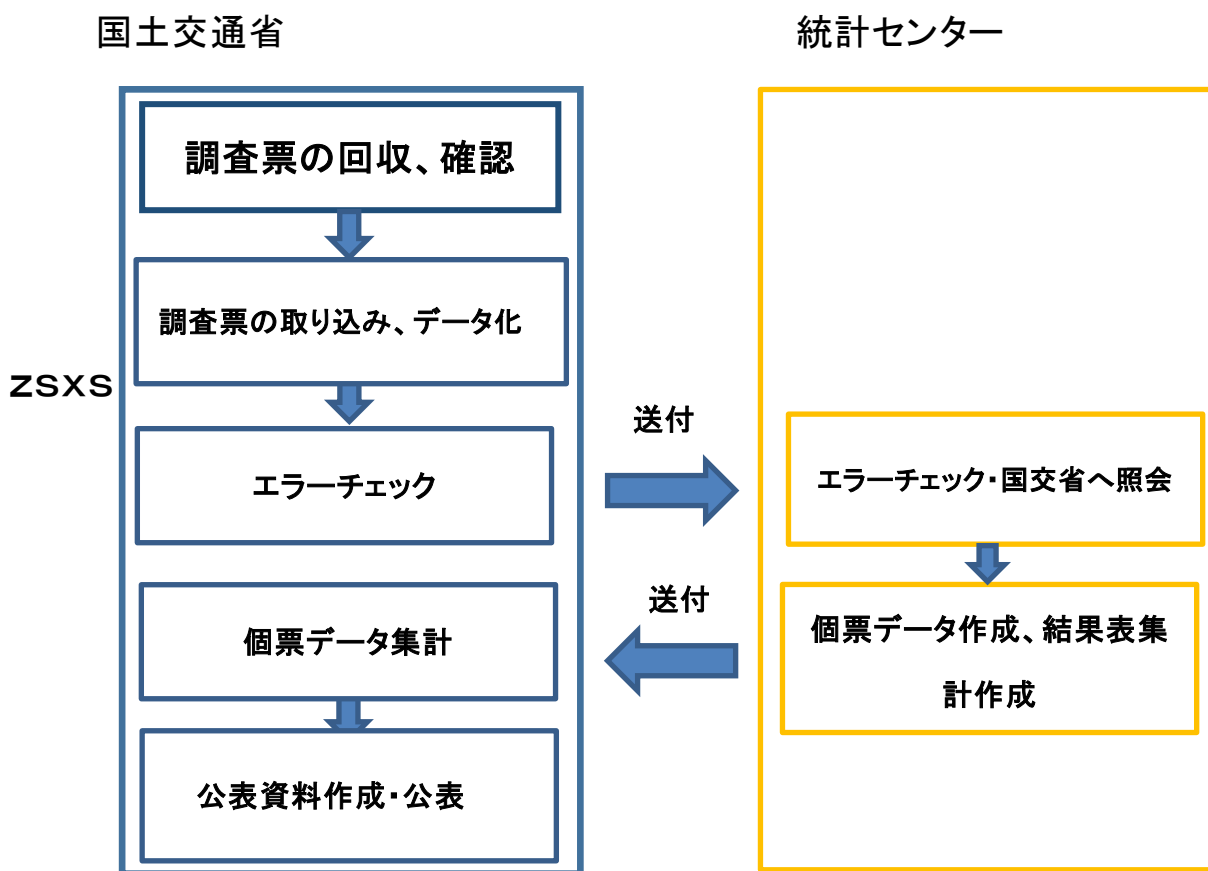
- 集計乗率の元となるデータとしては、建設業許可業者名簿、施工統計対象者名簿、受注統計対象者名簿、各月の回収業者名簿があります。

入力されたデータであっても、重複や白紙などで集計除外が生じることなどもありうるが、それらは復元倍率に使用する回収率に適切に反映されるのか。

- 例えば、同一の事業者が紙の調査票とオンライン調査票の両方を提出して重複が生じた場合などには、エラーチェックシステムにおいて重複エラーが表示されるため、片方を除外して重複を排除する処理を行っております。
- また、建設工事受注動態統計調査では、受注実績が0の場合は受注高の欄を空欄で提出することを認めているため、その場合には回答事業者として回収率に組み込まれます。

集計は統計センターに委託し、データは国土交通省で入力していると承知しているが、どのような役割分担となっているか。国土交通省でどのように処理をして、どのようなデータを統計センターに渡しているのか。(ボックス図)

- 国土交通省と統計センターの役割分担は概ね以下の通りとなっております。



データの入力前処理、入力・チェック、合算・集計などプロセス全体を通じた説明資料は毎年作成されているか。説明資料の改訂は毎年行われているか。どの程度の頻度で行われるのか。変更される場合には、全体が一括して変更するのか。部分だけ見直すのか。

- 統計プロセスに係る資料は、直近では、担当者の引継ぎ資料として作成されており、適宜更新されております。

磁気媒体の個票データおよび集計結果データはどこで保存しているのか。どのようなファイル(種類、時期)が存在するか、具体的に列挙してほしい。

入力済み個票データ、集計時の中間ファイル、集計結果データファイルは保存期間が過ぎたら必ず消去しているのか。統計センターにはコピーが保存されていないのか。

- 個票データと集計結果データは、国土交通省のファイルサーバーに保存しています。具体的には、大きく分けて、
 - ・電子調査票データ
 - ・統計センターから提供される公表データ及び集計結果データ
 - ・国土交通省のシステムで作成される集計結果データ(公表資料の各種帳票)の3種類です。
- 国土交通省では、建設工事統計調査規則に基づき、平成 21 年度以降の電子データについては、永年保存することとされております。
- 統計センターにおいては、当方からの依頼により個票データの保存期間は次年度の年度計までとしており、保存期間終了後はデータを消去していると聞いております。また、その他のデータは毎月の結果審査完了後にデータが削除され保存されておられません。

過去の毎月、毎年の回収率、復元率等のデータは保存されているか。

- 少なくとも平成 21 年度分以降の電子データは保存されています

e-statによると、速報は2019年2月を最後に公表が停止されているが、これはどのような事情によるものか。例えば遅延分の調査票を除いたものを速報とし、含むものを確報とするなどの対応はとれなかったのか。

- 調査計画では調査期日の翌々月の10日前後を公表の期日としているところですが、2019年2月分までは、速報を翌月末に公表した上で、確報を翌々月の10日前後に公表しておりましたが、当時の担当者への確認によれば、速報へのニーズが必ずしも高くないこと等から、速報の公表を中止したと承知してい

ます。

令和3年4月から建設工事受注動態統計の推計見直し後の結果(改訂結果)を公表しているが、改訂結果は従来の系列に比べてどのような差や傾向があるのか。おおよその方向性や差異の規模感を教えてほしい。

- 令和3年4月分からは、新たな推計方法を採用し、令和2年1月分まで遡って参考値を公表しております。
 - 具体的には、建設工事施工統計調査においても、無回答事業者が約4万事業者存在し、回収率が60%程度であったことから、その欠測値を補完する見直しを行うこととし、これに合わせて建設工事受注動態統計調査においても推計方法の見直しを行っています。
 - その結果、従前の公表値と新たな推計方法による参考値を比較すると、令和2年度の受注高は、従前の公表値が79.6兆円であるのに対し、新たな推計方法による参考値は103.0兆円へと増加しております。
- ※ なお、これらの数値については、建設工事受注動態統計調査における不適切な処理の影響を受けている点に留意が必要です。

「建設受注統計調査以外の統計について、調査票が遅れて提出されることはない。」とある。他統計では遅れて提出されたことは無いのか、また万一そのようなことが起きたときの処理について対応が定められているのか教えて頂きたい。

- 検証委員会報告書において、当時、会計検査院に対して、「建設受注統計調査以外の統計について、調査票が遅れて提出されることはない。」と回答している旨の記載があり、現在、事実関係について確認中です。